



2022 年 8 月 26 日

## デジタルルピー発行を目指すインドのデジタル化の状況

公益財団法人 国際通貨研究所  
経済調査部 研究員 潮田玲子

中国では中央銀行デジタル通貨（以下、CBDC）の発行に向けて大規模利用実験が各地で行われているが、その中国を超え 2023 年にも人口が世界最多になると予想されるインドにおいても、2022 年 2 月 1 日、CBDC「デジタルルピー」の発行を目指すことが発表された<sup>1</sup>。早くも 2022 年度中（2022 年 4 月-2023 年 3 月）の発行を予定しており、そのための法的枠組みの一環として、同日、インド準備銀行法が改正され、ルピー紙幣に加えてデジタルルピーについても「法定通貨」とみなすことを決定した。

現時点でデジタルルピーの詳細に関する白書等の公表は無く、デザインや開発状況等の情報は限られ、デジタルルピーがリテール型か銀行間決済用のホールセール型かも明らかにされていない。ただ、発行者はインド準備銀行（中央銀行。以下、中銀）で、ブロックチェーン<sup>2</sup>上で取引情報を記録・管理するとされている。国営のデジタルウォレットを提供し、政府が利用者の取引情報をより捕捉しやすくするという話もある。

中銀はデジタルルピー発行の目的として、①現金に関するコスト削減（印刷・輸送・保管・流通）、②国民の安定したデジタル通貨の需要に応えるため（ボラティリティの大きい暗号資産の取引規制）、の 2 点を挙げる<sup>3</sup>。

まず①に関しシャンカル副総裁によれば、デジタル決済の普及が進む一方で、特に小額取引において現金需要が依然として高いという。実際、給料の現金支給率が 40%超にのぼるうえ、15 歳以上のモバイル端末の保有率（65.5%）及び口座保有率（77.5%）の高さに反し、過去 1 年以内にデジタル決済しなかった（＝現金でのみ決済した）者の割合は 70%台に達する（次頁図表参照）。また、通貨流通高の対名目 GDP 比は 2016 年の 8.7%から直近 2020 年の 14.4%に上昇している。流通枚数を金種別でみると、高額紙幣の 500 ルピーに続いて 10 ルピー紙幣、100 ルピー紙幣の順で多くなっている。現金流通に関わるコストが大きいことが推察される。

<sup>1</sup> インド政府、“BUDGET 2022-23”、2022 年 2 月 1 日

<sup>2</sup> ブロックチェーンは分散型台帳技術の一種で、「一定期間の取引データをブロック単位にまとめ、複数のコンピューター同士で検証し合いながら正しい記録をチェーン（鎖）のようにつなぎ蓄積する仕組み」である。

<sup>3</sup> 国際決済銀行（BIS）、“CBDCs in emerging market economies”、p.89-93、2022 年 4 月 14 日

図表 CBDC検討中の国の比較

	人口(2021年)	1人あたりの名目GDP(米ドル換算)(2021年)	15歳以上の給与所得者の現金支給率(2021年)	15歳以上の人口のモバイル端末の保有率(2021年)	15歳以上の人口の口座(注)保有率(2021年)	過去1年以内にデジタル決済した15歳以上の人口の割合(2021年)
<b>インド (概念実証中)</b>	<b>13.9億人</b>	<b>2,277ドル</b>	<b>42.9%</b>	<b>65.5%</b>	<b>77.5%</b>	<b>24.6%</b>
中国 (パイロットテスト中)	14.1億人	12,556ドル	2.9%	100%	88.7%	84.5%
日本 (概念実証中)	1.2億人	39,285ドル	8.7%	94.8%	98.4%	89.2%

(資料)世界銀行、IMFデータより国際通貨研究所作成

(注)銀行口座またはモバイル口座

②に関しては、世界の暗号資産業界の市場規模が2019年9月から2021年6月にかけて23倍に拡大した中、インドでは人口の7.3%相当(約1億人)が暗号資産を保有しているという(2021年時点)<sup>4</sup>。中銀は暗号資産によるインドの金融システムや通貨主権への悪影響を懸念し、インド独自のCBDCを追求する必要性を政府に訴えていた。インド政府も暗号資産を規制すべく、今年2月及び7月に暗号資産取引への新たな課税制度を施行させたほか、インド国内で最も利用されているデジタル決済システム「UPI(Unified Payments Interface)」<sup>5</sup>を通じた暗号資産取引を禁じた。

デジタルルピー発行後の課題となり得るのは、いかにそれを国民に普及できるか、ということである。インドにはすでに政府主導で開発されたさまざまなデジタル決済システムがあり、先述のUPIもその1つである。UPIはリテール決済用に2016年度にリリースされ、利用者へのキャッシュバック等の施策の効果もあり、2021年度には銀行ATMやクレジットカード等を含む全デジタル決済件数の63%を占めるまでに普及した。シンガポールやブータン等の各国の決済システムとUPIを相互接続し、クロスボーダー決済も可能になる予定だ。また、昨年8月には新たな決済システム「e-RUPI」がリリースされ、銀行口座やインターネット環境がなくても、国民ID「Aadhaar」(マイナンバーのようなもの)と紐づいたフィーチャーフォン(携帯電話)で政府から社会保障関連の給付金や補助金等を受け取れるようになった。このように、すでに利便性が高い決済システムがある中にさらにデジタルルピーも加わる場合、どのようにその優位性を持たせられるかがカギである。また、金融・決済システムにどのような影響を与えるのか、今後明らかになるであろうその詳細が注目される。

以上

<sup>4</sup> UNCTAD, “POLICY BRIEF No.100”、2022年6月

<sup>5</sup> システムが異なるさまざまなデジタル決済アプリを連携させ、共通のインタフェースを通じて相互運用できるようにした政府主導のデジタル決済共通基盤。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2022 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話：03-3510-0882 (代)

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <https://www.iima.or.jp>